

保健医療・福祉施設あしかがの森奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、医師、看護師、准看護師、その他所長が保健医療・福祉施設あしかがの森（以下「あしかがの森」という。）に勤務する者として、必要な資格を取得するための学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に進学及び在学中の者に対して、奨学金を貸与し、将来におけるあしかがの森に勤務する必要な人材の確保を図るとともに、障害児（者）医療の分野に理解のある医師の養成に資することを目的とする。

(養成施設)

第2条 前条の養成施設とは、医学を履修する正規の課程を置く学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（以下「大学」という。）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）その他の法律により、前条に規定する資格を取得するための教育課程を有するものとして、文部科学大臣が指定した学校、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した養成所又は施設をいう。

(貸与対象者)

第3条 奨学金の貸与は、養成施設に在学する者又は養成施設の入学試験に合格した者（合格見込み者を含む）で、卒業後直ちにあしかがの森に勤務する意志を有する者を対象とする。ただし、大学を卒業した医学生については、卒業後2年を経過した後、あしかがの森に勤務する意志を有する者も対象とする。

(奨学金の額)

第4条 前条に規定する貸与対象者に対する奨学金の額は、修学に必要な額とし、その限度額は次のとおりとする。

医学生の場合	月額300,000円
その他	月額70,000円

(貸与期間)

第5条 奨学金の貸与期間は、新たに養成施設に修学する者で、修学前に奨学金の貸与の決定を受けた者にあつては修学した月から在学する正規の修学年限の終期まで、在学中の者にあつては奨学金の申請のあった日の属する月から在学する正規の修学年限の終期までとする。

(貸与者数)

第6条 医師として勤務しようとする医学生に対する奨学金の貸与者の決定は各年度において1名を限度とする。

(貸与の手続き)

第7条 奨学金の貸与を受けようとする者は、奨学金貸与申請書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）及び修学を証明する書類等を提出するものとする。

- 奨学金の貸与を申請するに当たっては、連帯保証人を付けなければならない。
- 申請者は、申請者と別に住居のある日本国籍を有する連帯保証人2名を立て、申請書類にその連署を得なければならない。
- 申請者が未成年であるときは前項の連帯保証人のうち1名はその者の法定代理人でなければならない。
- あしかがの森は、提出された書類をすみやかに審査し、所定の手続きを経て奨学金の貸与を決定し、奨学金貸与決定通知書（様式第3号）により本人に通知する。

(奨学金の貸与日)

第8条 奨学金は毎月25日に貸与する。

- 2 貸与日が休日に当たる場合は、休日以外の日で前項の貸与日に最も近い日（その日が二つあるときは前項の貸与日より前の日）とする。
- 3 養成施設の事情により、授業料の一括払い等一時に支払いが必要な場合には、第1項の規定にかかわらず随意の日に一括して貸与することが出来る。

(奨学金貸与の停止)

第9条 奨学金の貸与を受けている者が次のいずれかに該当する場合は、直ちに貸与を停止する。

- (1) 休学する期間
- (2) 停学処分を受けたその期間
- (3) その他貸与することが不相当と認めた場合

(奨学金貸与の取消し)

第10条 奨学金の貸与を受けている者が次のいずれかに該当する場合は、直ちに貸与の取消しを行う。

- (1) 退学したとき
- (2) 養成施設を卒業後直ちにあしかがの森に勤務する意志を有しなくなった場合
- (3) 奨学金貸与の対象となった資格を養成施設卒業とともに取得できなかった場合
- (4) その他貸与することが不相当と認めた場合

(奨学金の返還)

第11条 奨学金の貸与を受けている者が、第10条各号のいずれかに該当した場合には、貸与を受けた奨学金の全額を返還しなければならない。

ただし、養成施設を卒業した日から1年を経過する日の属する日の末日まで、奨学金の返還を猶予することができる。ただし、医師免許取得予定者については、あしかがの森が認めた場合にのみ更に猶予期間を1年間延長できるものとする。

(奨学金の返済期間及び返済額)

第12条 奨学金の貸与を受けた者は、養成施設を卒業した日の属する月の翌月末を初回とした貸与期間に対応する期間を返済期間（医学生の場合は貸与期間の2分の1）とする均等分割にて奨学金を返済する。

- 2 前項の規定にかかわらず、奨学金の貸与を受けた者が資格試験に合格した後、あしかがの森に勤務するときはその勤務期間返済を猶予する。ただし、前第1項に規定する返済期間が満了する前にあしかがの森に勤務しなくなったときは、次の計算方式に準じて得た額を免除した額を返済する。

$$\text{返還免除額} = \frac{\text{貸与した奨学金全額}}{\text{要勤務期間（月数）}} \times \text{（勤務月数）} \times ※2 \text{（医学生のみ）}$$

(注)「要勤務期間」は奨学金貸与月数、円未満切り捨て

- 3 資格を取得した奨学金の貸与を受けた者が、第1条に規定する他の資格取得のために他の養成施設に進学し、当該養成施設を卒業後直ちにあしかがの森に勤務する意志を有している場合には、当該養成施設に進学している期間は奨学金の返済を猶予する。
- 4 奨学金の返済が滞った場合には、法的措置を含め、回収手続きについて検討するものとする

(奨学金返済の免除)

第13条 奨学金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかの該当するに至ったときは、奨学金の返済を免除する。

- 1 現にあしかがの森に勤務する者については、次のより算出した額を免除する。ただし、1

円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

$$\text{返還免除額} = \frac{\text{貸与した奨学金全額}}{\text{要勤務期間（月数）}} \times \text{勤務月数} \times ※2 \text{（医学生のみ）}$$

（注）「要勤務期間」は奨学金貸与月数

- 2 医師免許を取得し、2年の前期研修医期間を経て、あしかがの森に勤務し、奨学金の貸与期間の2分の1以上勤務した場合。
- 3 前第2項以外で資格取得後、奨学金の貸与期間相当あしかがの森に勤務した場合。
- 4 卒業年度に受験した医師国家試験に不合格となり、返済を猶予された期間が生じた場合には、前第2項の免除する勤務期間に猶予期間の2分の1を追加する。
- 5 災害、疾病、その他やむを得ない理由により、奨学金を返還することが困難であると認められた場合、奨学金の一部についてあしかがの森が認めた範囲において免除することができるものとする。

（個人情報の取扱）

第14条 奨学金貸与のために提供を受けた個人情報については、奨学金制度の利用を目的としたものに限り使用できるものとする。

この目的以外に使用する場合は情報提供者の承諾を得た上で利用するものとする。

（届出）

第15条 被貸与者は、休学、停学、留年又は退学したときは、直ちにその旨届け出なければならない。

- 2 被貸与者は、奨学金の返還前に本人又は連帯保証人の氏名、住所、職業、その他申請時に重要事項と認められている内容に変更、異動があったときは、直ちにその旨証明する書面を添えて届け出なければならない。
- 3 被貸与者は、毎年、4月末までに前年度の修学状況について、学業成績証明書等証明する書類を別紙様式4により提出しなければならない。

（その他）

第16条 この規程に定めるもののほか、奨学金の貸与について必要な事項は、その都度所長が定める。

附 則

この規程は平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は平成22年1月18日から施行する。

附 則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成26年9月26日から施行する。

附 則

- 1 この規程は平成29年7月1日から施行する。
- 2 本規程の施行により、従前の規程において、不備・不足となる申請関係の提出書類については、必要に応じ、被貸与者の同意を得たうえで確認するものとする。